

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

判決を目前に原告住民側が「意見書」提出 主張を裏付ける新事実の続発で

原告 広野房一 ほか 20名
被告 通商産業大臣

平成12年10月27日

松山地方裁判所民事第二部 御中

原告らは昭和53年6月9日、伊方発電所原子炉設置許可変更（2号炉増設）許可取消請求事件（以下、本件事件と呼ぶ）を本法院に提訴、平成12年3月24日に結審したものであるが、結審後に本件事件に関連する社会的環境が大きく変転していることから、原告らは本件判決を前に次のような意見を述べた。

意見書

まず原告らは、本裁判所においては本件事件の重要性に鑑みて、本件事件の判決に当たっては科学技術や手続に誤りがないかどうかはもちろんだが、いたずらに科学技術や手続的な知見にのみ依存することなく、法の条理である人間の道理、物事の道すじ、さらには社会的変動を見極めて、巨大科学技術の手法、在り方を問い、後世に禍根を残さない判断をされんことを強く求める次第である。

巨大科学は、その大きさゆえに一度大事故を起こすと取り返しのつかない悲惨な状況を作り出す事は、すでに原告らがチェルノブイリ原発事故などの例を挙げて主張してきたころだが、それゆえに巨大科学の発達は我々住

民の手の内にあらねばいけないはずである。当法院の存在は、巨大科学に対する我々人間の、人間の尊厳を示すものであると信じる。

強調しておきたいのは、科学技術は人の不幸や悲しみ、正義や道理、条理などは解することは出来ない存在であるということだ。確かに効率よく便利な物を生み出すが、その知識や技術は我々の人類や他の動植物の将来を、必ずしも保証したものではない。

司法は、正義や人の道理、条理をもって我々人類やその他の多くの命の未来に、責任を持って判断されるものであると、強く思うものである。そこに、我々原告は希望をつないで25年間の長きに渡って訴えてきた次第である。

以下、本件事件は結審しているが、結審後、本件事件と密接な関係にある事故、事件、災害などが起きていることは、本件事件の判断とは切り離して考えられない事柄である。特に本法院で本件事件が審理されているにも関わらず、本件原子力発電所（以下、本件原子炉と呼ぶ）が稼働、運転されている事

2号炉訴訟判決公判

松山地裁大法廷 12月15日10時

送り迎えや詳しい説明をして下さり、恐縮。

私たちは海上なら遮るものがなく、個人の地主がいるわけではないので、陸上よりも費用がかからないのでは無いかと思っていたが、間違いだった。この調査に数千万円もかかるそうで、交代の船が網を切らないように警備船をつけて短期で調査するわけがわかった。

愛媛県は今年と来年、地震による被害想定調査をすることになっている。7月の入札で三菱総合研究所が落札。近く「愛媛県地震被害想定調査委員会」（仮）が設置され、今年度内に3回委員会を開く予定で、委員は地元

の学識経験者から5、6名人選中とのこと。愛媛県は伊方原発の被害想定はしないと

言っているが、想定する地震がマグニチュード7.5~8.0なのに想定しないのはおかしい。先の鳥取県西部地震で、超党派の「自然災害から国民を守る国会議員の会」も、政府に全国活断層の徹底調査を要請している。地質調査所は是非とも来年度、伊方原発沖の活断層も調査してほしい。原発近くに暮らす者の切なる願いである。

2号炉訴訟

国の主張を追いつめた 住民らの最終準備書面

(その4)

II 「最終準備書面 (二)」

第1章 地震、断層に係わる原告主張の まとめ (続き)

(15) 二つの裁判で、断層の地震動計算に重要な計算式の金井式について、正反対の主張を平然と行う被告の確信的な矛盾

本件裁判で被告は、金井式に「適用限界距離」があると主張し、本件審査から8年後に出た「論文」を証拠に提出している。ところが一方で「もんじゅ裁判」では、「原告」が、金井式には「適用限界」があると主張したのに対して、被告は「限界距離なる概念は一般に認められていない」とする趣旨の正反対の主張を行っているのである。

金井式についての「本件2号炉裁判」での主張と、「もんじゅ裁判」での全く正反対の主張の、どちらが本当の主張であるかを、被告は明確にしなければならない。

以上、(1)から(15)で主張した本件申請者と審査会の犯した判断の誤りは、立地審査指針の原則的立地条件の第一項の「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象もないこと」の確認を全く充たさず、許可処分取消に値する

違反行為は明らかである。(以下次号に続く)

会計報告 ('00.10/1-10/31)

収入

ニュース講読料	22,000
計	22,000

支出

ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,690
振替手数料	1,330
資料代	3,809
事務用品費	10,437

計	48,116
---	--------

差引	-26,116
----	---------

積立金合計	1,755,167
-------	-----------

実からしても、本件原子炉を取り巻く社会的環境の変化、行政の動きを無視することはできないはずである。もって本法廷で争われた本件事件と関わり深い出来事を明示するとともに、原告らの意見を付記し、巨大科学技術社会の扉を開いている我々人類に禍根の残らない判決を求める次第である。

一 本件事件の立地選定の違法性の争点となっている本件原子炉敷地沖の佐田岬半島沿いの活断層について、本件事件の結審後に次のような事実が起きている。これらの動きは、本件事件と密接な関係にあり、本法廷で争われている本件事件の判断に重要である。

①愛媛県が本件原子炉沖に位置する伊予灘海域での地震発生を想定した地震被害調査を行うことを決めた。(付帯資料①)

本件の立地を認めた愛媛県は、平成2年度予算に「地震想定調査費」を予算化した。この中には調査箇所として、「伊予灘海底活断層」もあげて次に様に記している。

「伊方発電所前面海域の海底活断層が2千年ごとに活動し、その最大規模地震時には、M7.6にも達するとの高知大学の岡村教授の説が発表され、原発との関係で県民の関心も高く、地震想定調査を実施する必要がある」と。

つまり、本件事件でも国側証人の垣見俊弘前原子力安全審査会調査委員が高く評価された岡村 真高知大学教授の本件原子炉敷地沖の海底活断層の存在の危険性に関して、愛媛県も早急に調査に入ることを決めたことである。

県が書き記している「伊方発電所」とは、言うまでもなく本件原子炉も含まれたものである。被害調査の想定地域の中には、本件原子炉敷地が含まれていることは明らかである。

②通産省は、本年(平成12年)6月から「沿岸海域の活断層の危険度調査」として、伊予灘海域に分布する中央構造線活断層系の調査に入った。

調査地点は、本件事件の争点となっている岡村 真高知大学教授の発見した喜多郡長浜町沖の海底から本件原子炉敷地沖に至る中央構造線・伊予灘沖の活断層と全く同じである。(付帯資料②)

調査は今年度と来年度の2年間に渡って行われるもので、本件原子炉敷地沖は来年度調査されることになっている。

資料によると、「調査の目的と概要」は、「伊予灘海域に分布する中央構造線活断層系について、海底地形及び海底下浅部地質構造の詳細な調査を行い、分布、位置、活動歴を明らかにして、本断層系から発生する地震の長期的な予測を行うための基礎データを提供する事を目的とする」としている。

通産省から調査を委託された「総合地質調査株式会社」の現地調査団によれば、調査は「海底地形詳細調査」として、コンピュータにより海底を三次元的に表現したり、海底を航空写真のように表現する方法が取られる。もちろん、こうした調査方法は本件事件の調査には全く使われていないものである。しかし、音波探査は本件事件でも原告らが指摘した調査手法(岡村教授が活用した)であるソノプローブが主として活用される。被告らが「通常の調査方法で、十分である」(垣見俊弘証人)とした手法であるスパーカーは全く使われていない。

注目されるのは、音波探査の補助として別の方式(ジオパルス)が用いられたことである。本件事件の被告らの本件原子炉敷地沖の海底地質調査には、スパーカーのみで補助機器は使用されていない。

また、本件事件で被告らが「必要ない」とした海底ボーリング調査は、本年10月17

日、18日に渡り二本打ち込まれた。

同じく通産省の委託でボーリング調査をしている「川崎地質調査株式会社」の現地調査団によると、場所は本件事件で争われている本件原子炉敷地沖を含む佐田岬半島沿岸沿いから伊予灘双海町間の同町上灘沖約2キロの岡村教授によって中央構造線活断層系の一部と判断された地層の落ち込んだ断層部分で、北側の断層の内側に深さ35メートル、外側の断層部分に深さ25メートルのボーリングをした。これにより「一万年以降から現在までの地層の変化が読みとれる」と説明している。通産省の言う調査目的「海底下浅部地質構造」とは、一万年以降から現在までの地層の変化を読みとることである。

さらに、このボーリングによって得たコア(地質資料)は分析することで、活断層の存在から断層活動の年代、断層規模などを、より正確に推定する資料となる。

本件事件の被告らは、こうしたボーリングを全く行っていない。

③10月6日、鳥取県米子市周辺で、震度6強、マグニチュード6.6の地震が発生した。幸い都市部でなかったことから、被害は最小限で済んだが、本年6月8日には熊本県嘉島町付近で震度5弱、マグニチュード4.9、さらに7日には石川県小松市付近で震度5弱、マグニチュード5.8、三日には千葉県多古町では震度5弱、マグニチュード5.8の地震が続発している。いずれも、活断層が原因と見られ、特に今回の鳥取県西部地震は、未確認の活断層が動いたために起きている。本件事件でも問題になり、従来の原子炉耐震設計の見直し、耐震の計算式の訂正を余儀なくした阪神大震災は震度7、マグニチュードは7.2だった。

この他、6月26日に起き全島民の避難が余儀なくされた東京都三宅島の火山噴火、さらには3月31日からの北海道有珠山噴火。

記憶をさかのぼれば、平成3年6月6日の長崎県島原の雲仙普賢岳、平成2年11月17日に198年ぶりに噴火した伊豆大島を見ても、日本列島が地殻変動、地震の活動期に入っているのは、多くの地質や地震学者が証言しているように否定しがたい事実である。

④本年8月、福島県双葉町にある東京電力福島第一原発6号機のタービン建屋内の細管が地震によって破断していたことが明らかになった。

地震は7月21日に同原発から約120キロも離れている茨城県沖で発生、同原発敷地は震度4であったにもかかわらず、細管は破断した。幸いにも同原発は運転停止中だったために大事に至らなかったが、破断した細管は震度6弱にも耐えられるとされていた。(付帯資料③)

鳥取県細部地震では、震源は本件原子炉から200キロ離れていたにもかかわらず、本件原子炉敷地は震度3を記録した。

以上の事柄からして、原告らは次の意見を付記したい。

原告らが主張、指摘してきたように「立地審査指針」の「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと」の趣旨に著しく反していると言える。少なくとも愛媛県、通産省などの諸機関の動きは、原告らが本法廷で訴えてきた不安を、奇しくも映し出したと言えるものである。

言葉を替えば、原告らが指摘してきたごとく、本件原子炉敷地及び敷地沖の地質、地盤はきわめて不安定で、なおかつ解明されていない未知の地であるということである。

当法廷では、法廷に留まることなく、これらの社会的情勢を鑑みて、原子力発電所というただの一度でも、大事故が許されない巨大科学の在り方を問うているとの、自覚と信念

をもってご判断願いたい。

二 同じく本件事件の本件原子炉敷地の立地選定の争点の一つになっている、航空機などの空からの墜落物の危険性に関しても、次のような原子炉敷地近くへの航空機墜落事故、ヘリコプターの不時着が起きている。

①本年7月4日、宮城県の女川原発から6キロの地点に自衛隊のジェット機が墜落した。同原発付近への自衛隊機の墜落は、本年3月22日に次いでのものである。(付帯資料④)

原告らは、本件原子炉の約800メートルの地点に米軍ヘリコプターが墜落、この事態は原発推進、反対双方とも恐怖に震え上がったことを示して、被告らが本件原子炉に航空機などの墜落の恐れを審査していなかったことを強く主張した。

女川原発近くに自衛隊機が二度も墜落したことは偶然ではないことを、不幸にも示したことである。

このことは、本件原子炉に航空機などの墜落の可能性が十分に高いことを物語っており、本件事件の安全審査の在り方を問うものである。

②本年4月18日、本件原子炉立地の隣々町の三崎町に、米軍ヘリコプター3機が不時着、住民を不安の中に陥れた。(付帯資料⑤)

原告らが本件事件で再三指摘してきたように、本件原子炉敷地近くに墜落した米軍ヘリコプターが、今なお本件原子炉上空を飛行している事実が続いていることを物語っている。

③航空機の飛行コースは線ではなく、コースの幅は14キロから18キロであることが明らかになった。(付帯資料⑥)

以上のことからして、原告らは、本件原子炉敷地上空は今なお危険な状況が続いてい

ることを報告しておきたい。一、二項に示したこれらの状況は、「立地審査指針」に示された本件原子炉立地選定の判断にきわめて重要な事柄である。

三 欧米各国政府は、本件原子炉と同様な原子力発電所の廃止の方向に動いている。また、我が国では、風力発電所や太陽光発電所などの自然エネルギーが、諸外国に追随するようにして、本件原子力発電所の代替エネルギーとして急速に増設されている。

①ドイツ政府が原子力発電から撤退を決めたことは、原告らがすでに準備書面にも明記しているが、ベルギー政府も本年9月に、2025年までに原子力発電所を全廃する方向で検討に入った。同国は原発の依存度が58%と、欧州連合でもフランスに次いで二番目に高い国である。(付帯資料11)

②台湾政府は本年9月に、建設中の原子力発電所建設を中止した。陳水扁総統は中止の理由として、「廃棄物の処理を含めて将来の世代の安全を考慮し選択したい」と述べ、さらには、脱原発は「道義、道德の問題だ」と語っている。(付帯資料⑦)

③本件原子炉の立地町である愛媛県西宇和郡伊方町の隣町、瀬戸町では大規模な風力発電所建設を決めた。町では、クリーンで環境にも負担が軽い自然エネルギーの開発を目指している。(付帯資料⑧)

瀬戸町は、かつて、本件原子炉と隣接する伊方原子力発電所3号炉の建設候補地にもなり、土地買収の動きまで起きた町である。(付帯資料⑨) そうした体験のある町が、大規模な風力発電所建設に乗り出したことは、原子力発電所立地拒否の意志を示したとみられるべきものである。

また、本件原子炉立地の伊方町も風力発電所計画を明らかにしている(付帯資料12、13伊方町の補正予算書)。原発の町が、原

発廃止の代替エネルギーとして取り入れられている風力発電所建設へと始動しはじめたことは、注目される出来事である。

さらに、本件原子炉立地町の隣々町である三崎町でもNEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)と民間企業の共同研究で、風力発電所の立地調査に入っている。つまり、本件原子炉立地の周辺町は、本件原子炉立地町の伊方町も含めて、風力発電の基地へと動いているのである。

付言すれば、NEDOは通産省の外郭団体で、その予算は日本政府から拠出されている。

④国会では、新自然エネルギー議員懇談会が設立され、保革の衆参議員270人が自然エネルギーを推進する立場を表明している。付言すると、会長は元総理大臣の橋本龍太郎氏である。(付帯資料⑩)

以上、三項に挙げた各国や本件原子炉立地町や、その周辺町のエネルギーに対する動き、風力発電所や自然エネルギーの選択の動きは、本件原子炉を含めた核燃料エネルギーなどからの脱却を促していることである。それは、本件原子炉を含む原子力発電所の存在が、我々人類の現在から未来をも脅かしかねない存在であることが明らかになったためである。

最後に再度強調しておきたい。本件事件は、本 법정内の審理も欠かせぬ重要事項であるが、本件原子炉の存在の正否が本 법정で争われているにも関わらず、本件原子炉が稼働されていることを考慮すると、本件事件と密接に関連する事故、事件、災害、そして我が国や地方自治体の行政や、諸外国の原子力政策の変転、社会的動きや事象は、本件事件の判断に欠くことのできない事柄である。本件原子炉が運転、稼働されていることと照らし合わせて、本件原子炉の設置許可の判断は、

机上の論議、本 법정内だけでは済まされなくなっていることを強く意見として訴えたい。

海底ボーリングを見学

「愛媛の活断層と防災を学ぶ会」

古茂田知子

10月18日(水)遅れていたボーリング調査が16日から始まっているということで、県会議員の阿部悦子さん他5名で見学をさせてもらった。

場所は松山市から約10kmにある伊予郡双海町の上灘漁港沖2kmである。ここは、3年前に愛媛県がトレンチ調査を行った所で、伊予市市場と伊予郡双海町高野川をとおる伊予断層が目の前である。

今回は、東京の川崎地質(株)が5、6日間、24時間作業で行っているという。8月に見学した音波探査はこのボーリング調査地点を選定するための予備調査だった。

水深25メートルのこの地点には、北と南に2本の活断層があり、それらを挟んでの変位量(約10メートルのずれ)と、最新の活動時期を調べるのが目的で、高知大学の岡村教授の調査とほぼ同じと言うことであった。

漁港でのレクチャーが終わって、漁船で沖合に停泊している台船に向かった。台船にはボーリングマシンが2機設置されており、一つは表層の軟らかい土を取り出す大口径柱状採泥機で、もう一つはワイヤライン工法の採泥機であった。台船上には取り出された1メートルほどのコアが10本並んでいた。ちょうどワイヤを巻き取ってコアチューブが取り出されるところで、一番内側のアクリルパイプの中身が、6000年前の喜界島のアカホヤかも知れないなどとちょっと感動して、パイプの口を洗った水の中から貝殻を拾った。

調査員の人たちは仕事をおいて、港までの